

海外の建築基準規制(国別比較)

建築物の単体規定 (A set of building requirements for safety, etc.) の規制に係る次の各項目の国別概要は下表のとおり。なお、集団規定 (A set of building requirements from the viewpoint of city planning) 及び開発基準 (Land-development Code) に関しても必要な場合は言及している。

- (1) 単体規定の規制の根拠 (建築許可、違反对策等の権原) を定めた文書、制定者、及び特徴
- (2) 単体規定を定めた文書、制定者、及び特徴
- (3) 単体規定の概要
 - (3a) 構造基準 (structural safety)
 - (3b) 防耐火・避難基準 (fire safety)
 - (3c) 省エネ基準 (energy saving)
- (4) 建築許可等の施行
- (5) 公共・民間機関の役割分担

(1) 単体規定の規制の根拠(建築許可、違反对策等の権原)を定めた文書、制定者、及び特徴

アメリカ (ロサンゼルス市)	・ Los Angeles Municipal Code のうち、Chapter IX の Article 1 Buildings (Building Code)
イギリス (イングランド)	・ 規制の枠組みは、国が建築法 1984 (Building Act 1984) に定め、イングランド及びウェールズに適用している。
インド	規制の枠組みは首都デリーとその他の地域で異なる。 ・ 首都デリーの場合、連邦政府の 1 機関であるデリー開発庁が首都デリーの都市開発管理を主導しており、 連邦政府として「デリー行政法」 を定めている。 ・ その他の地域 (一般の州) の場合、 各州が Building Bye Law を定めている (内容はそれぞれ異なる)。また、大都市の場合は、当該大都市が独自に Building Bye Law を定めている場合もある。さらに、州によっては、まだ Building Bye Law を定めておらず、単体規制が実施されていないところもある。 なお、連邦政府は各州に対する指針として 2016 年に Model Building Bye Law を定めている。
インドネシア	工事中
カンボジア	・ 建設法 (ただし、2019 年 8 月 30 日に閣議承認を得たが、2019 年 12 月現在で国会は未決)
タイ	工事中
トルコ	・ 規制の枠組みは、建築法 1985 (Building Law 1985) に定め、全国に適用している。 ・ なお、建築検査法 (Building Inspection Law) を定め、別途、指定検査会社による審査・検査を義務付けている。
ネパール	規制の枠組みは、国が建築法 Building Act に定め、全国に適用している。
フィリピン	「(1)構造耐力を中心とする建築規制」と「(2)消火設備・耐火・避難を中心とする建築規制」は、別の体系で実施されている。 ・ (1)の規制権限は、法律 Act として公布された フィリピン建築基準 National Building Code of the Philippines (NBC) に規定され、公共事業道路省が所管している。なお、地方公共団体はそれぞれに Local Building Code を定めているが、これは当該地方公共団体に NBC を適用するにあたっての細則を定めるものであって、 NBC に置き換えるものではない。 ・ (2)の規制権限は、法律 Act として公布された フィリピン防火基準 Fire Code of the Philippines に規定され、内務省消防庁が所管している。

ベトナム	・規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。 消防設備に関しては消防法の適用がある。
マレーシア	工事中
モンゴル	・規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。
ラオス	・規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。
ロシア	・建築物及び構造物の安全技術規制法 No.384-FZ
日本	・規制の枠組みは、国が建築基準法 Building Standard Law を定め、全国に適用している。

(2) 単体規定を定めた文書、制定者、及び特徴

アメリカ (ロサンゼルス市)	・ Los Angeles Municipal Code のうち、Chapter IX の Article 1 Buildings (Building Code)。ただし、「California Building Code を参照」としている部分も多い。
イギリス (イングランド)	・ 建築法に基づき国務大臣が定めた建築規則 (Building Regulations) に性能要求が規定されている。これが義務基準としてイングランド全体に適用されている。 ・ この義務基準を満足するものとして、規制分野ごとに具体的に記述された基準文書があり、これらを国務大臣が承認している。Approved Documents と呼ばれる文書であり、多くの建築物はこの文書に従って建築されている。
インド	単体規定は、3段階の文書に規定されている。 ・ 技術的基準の主要事項は、首都デリーの場合、連邦政府の1機関であるデリー開発庁が デリー建築条例 2016 (Unified Building Bye Laws for Delhi 2016) に定めている。その他の地域(一般の州)の場合、 各州(大都市の場合は、当該大都市)が Building Bye Law に定めている(内容はそれぞれ異なる)。 ・ 詳細の技術的基準は、連邦政府のインド基準局が インド建築基準 (National Building Code of India 2016) に定め、デリー建築条例 2016 や Building Bye Law の中でその関連条文が指定されることにより採用されている。 ・ さらに詳細の技術的基準は、インド基準局がさまざまなインド規格 (IS: Indian Standard) を定め、インド建築基準において指定されている。
インドネシア	工事中
カンボジア	・ 建設法第 10 条に基づき、規制分野ごとに「政令で定める国家建設技術規制 regulation」又は「国土省省令で定めるその他の建設技術規制 regulation」に規定することとされている(2019年12月現在で、規定されていない)。当該規制 regulation は全国に適用される。
タイ	工事中
トルコ	・ 建築法に直接的な根拠規定はないが、環境都市大臣等が定めた規制分野ごとの基準 Code が建築規制上の義務基準であると認識されている。
ネパール	・ 都市開発省が建築基準 Nepal National Building Code (NBC) を定めている。NBC は、現行で 23 本の分野別の Code で構成されている。 ・ NBC の中で、Standard は主に Indian Standard が指定されている。 ・ 特徴として、英訳版で言えば shall と should の使い分けがある。shall の規定は義務で、should の規定は推奨であると説明されている。
フィリピン	・ 構造基準は、NBC の規定に基づき、フィリピン構造技術者協会が作成したフィリピン構造基準 National Structural Code of the Philippines が公共事業道路省によって指定されている。フィリピン構造基準は、NBC の Referral Code との位置付けであり、これは少なくとも建前上は義務基準であるとされている。 ・ 防火基準(消防設備・耐火・避難の基準)は、NBC の規定において、内務省消防庁が所管し法律として公布されたフィリピン防火基準 Fire Code of the Philippines が適用されると規定されている。

ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 建設法 Construction Law に基づいて、建設省がベトナム建築基準 Vietnam Building Code (VBC) を定めている。なお、建築基準は分野ごとに散発的に公布されており、ベトナム建築基準 VBC はその総称である。 規格類 Standard は、科学技術省が Vietnam Standards として定めたものが VBC において指定されている。 既定の基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、「建設行為への基準・規格の適用に関する通知」（建設副大臣 2010 年改正）に基づき、建設省の審査を経て認められれば、外国の Code & Standard をベトナムの Code & Standard に替えて適用することが可能である。また、ベトナム建築基準に規定された Deemed-to-satisfy design (例示仕様) に適合しない場合であっても、建設省の審査を経て、安全であることが検証法等を通じて確認されれば同様に建築可能である。
マレーシア	工事中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> 建設法に基づき、建設・都市開発省が義務基準としてのモンゴル建設基準を作成している。モンゴル建設基準は、Construction Codes of Mongolia、Construction Regulations and Other Guidance Documents、及び Administrative Documents で構成され、全部で約 450 本の文書である。 規格類は、674 本のモンゴル規格 Standard に規定されている。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> 単体規定に係る基準は未制定である。集団規定に係る基準は都市計画法に基づいて都市ごとに定められており、建設法に基づく建設許可の際のクライテリアとなっている。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> 性能的な記述の要求は、上記法律に規定されている。 仕様の記述（実務的に使用されている基準）は、上記法律の第 6 条第 1 項に基づいて政府が承認したリストに記載されている分野別の基準に規定されている。
日本	<ul style="list-style-type: none"> 国が建築基準法、同法に基づく施行令、及び同法又は同令に基づく告示に単体規定を定め、全国に適用している。 地方公共団体が条例を定め、上乘せ等の基準を定めることができる。 規格は JIS、JAS 等が指定されている。

(3a) 構造基準

アメリカ (ロサンゼルス市)	<ul style="list-style-type: none"> 荷重及び外力等に関してはロサンゼルス地域性に応じた数値が規定されている。一方、応力解析等に関しては、全米で共通的に適用されている基準が参照されている。
イギリス (イングランド)	<ul style="list-style-type: none"> ユーロコードを採用している。ただし、地域性を担保するため National Annexes が活用されている。試験方法等は欧州規格 EN を採用している。
インド	<p>首都デリーの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準の主要事項はデリー建築条例 2016 の Chapter 9 に、基準の詳細はインド建築基準 2016 の Part 6 に規定されている。 既定の構造基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、「個別に認められれば救済できる」旨の規定がある（デリー建築条例 9.2.4a）。
インドネシア	工事中
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> 現行で、政府が定めた構造基準はない。それぞれの設計者が米国、英国、中国等の手法の中から選択している。その際、荷重や外力は設計者が適宜設定している。
タイ	工事中
トルコ	<ul style="list-style-type: none"> ユーロコードを参考にしつつ、独自に作成している。試験方法等は欧州規格 EN を採用している。
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> 3階建て以下の建築物の構造は仕様基準に基づくことが基本で、4階建て以上

	は構造計算が義務付けられている。近年、World Bank の支援により充実が図られた。
フィリピン	・フィリピン構造基準 National Structural Code of the Philippines は、アメリカの構造基準をなぞる形で作成されている。指定されている規格類も主にアメリカのものである。
ベトナム	・1997年に公布された「ベトナム建築基準（第2巻）」の第10章が現行規定である。 ・風力係数・地震係数等の指定は、当初1997年に公布された第3巻のAnnexに記載されていたが、2009年8月14日に内容が改正された。ベトナム政府はさらに規制値の合理化を図りたいとしている。
マレーシア	工事中
モンゴル	・現行基準は、設定された最大加速度をもとに固有周期に対応した応答値を加味して弾性設計を行う。日本と比べた場合、重要度係数が導入され、一方、層間変形角の制限がないなどの違いがある。耐震性は日本に比べればかなり小さく、地震動の基準値のかさ上げが検討されている。 ・既存のPCパネル造等は旧ソ連の基準で建設されており、耐震性が危惧されている。
ラオス	・構造基準はない。
ロシア	・旧ソビエト時代の基準を踏襲しつつ、ユーロコードとの調和を図る作業が進められている。
日本	・低層かつ小規模な建築物は構造仕様に従って建築できる。 ・中層以上や中規模以上の建築物は構造計算を義務付けている。超高層建築物などは大臣の認定を義務付けている。

(3b) 防耐火・避難基準

アメリカ (ロサンゼルス市)	・日本と比べた場合、吹き抜け空間の防火区画、排煙、階段の量等において、緩和的であることが多い。簡易な構造の外階段が避難施設として位置付けられている。
イギリス (イングランド)	・いわゆる Fire Code に該当する部分は従来の Approved Document B を踏襲している。試験方法等は欧州規格 EN を採用している。
インド	首都デリーの場合、 ・防火基準の主要事項はデリー建築条例 2016 の Chapter 9 に、その詳細はインド建築基準 2005 Part 4 に規定されている。高さ 70m 以上の建築物について火災チェック階（他の目的に使用不可）の設置を求めるなど、日本にはない要求事項もある。 ・既定の防火基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、デリー建築条例に明文規定はないが、運用として、個別に救済されるとのことである。
インドネシア	工事中
カンボジア	・現行で、内務省（消防部局）が定めた消防設備、避難設備等に係る若干の基準があり、適用されている。ただし、内容的に安全上十分とは言えない。
タイ	工事中
トルコ	・一般的な項目が網羅されている。試験方法等は欧州規格 EN を採用している。
ネパール	・2017年に改正されたが、耐火構造の要求（RCのかぶりコンクリートの厚さ、不燃材料の使用等）、避難階段の防火区画の要求（扉を steel にする等）、煙の制御などは規定されておらず、基本的な問題が残っている。
フィリピン	・法律として公布されたフィリピン防火基準 Fire Code of the Philippines は、アメリカの NFPA の基準をなぞる形で作成されている。規格類もアメリカのものが指定されている。

ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年にVBCの一部として公布された「住宅及び建築物における国家防火安全技術基準」に規定されている。 ・例えば建設材料の防火性の規定が、可燃性、着火性、延焼性、煙発生力、毒性で細かく区分されているなど、内容的に日本とかなり異なっている。
マレーシア	工事中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国に比べてかなり厳しい基準も含まれている。例えば、アトリウムは避難階のみ、各住戸のドアから階段室までは12m以内、階段は全て前室付き等である。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・防火基準はない。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と比べた場合、吹き抜け空間の防火区画、排煙、階段の量等において、緩和的であることが多い。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・防耐火、煙制御、避難施設等の基準を設けている。消火設備及び警報装置は消防法に基づく基準に定めている。 ・規定の基準に適合しない設計、材料、工法等については、大臣認定で対応する方法がある。

(3c) 省エネ基準

アメリカ (ロサンゼルス市)	<ul style="list-style-type: none"> ・カリフォルニア州のコードを採用している。義務基準と任意基準から成る。
イギリス (イングランド)	<p>下記の2つを義務基準としている。</p> <p>(a) CO2排出量の目標値 (単位は、CO2排出量 kg÷床面積 m2÷年)</p> <p>(b) 設備のエネルギー効率の目標値 (単位は、消費電力 kW÷床面積 m2÷年)</p>
インド	<p>首都デリーの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準の具体的内容は、デリー建築条例2016のChapter10に基づき、Energy Conservation Building Codeに規定されている。義務規制の対象は、500㎡以上の住宅である。LEED等の訪米諸国の環境性能表示制度が規制適合の判断材料とされている。
インドネシア	工事中
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・現行で、無い。
タイ	工事中
トルコ	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州規格ENによる省エネ表示を義務付けている。
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準はない。冬でも比較的温暖なため、その必要性があまり認識されていない。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年に、NBCのReferral Code(少なくとも建前上は義務基準)としてThe Philippine Green Building Codeが定められた。建築物外縁部の各部位の断熱性能及び空調等の設備の効率を仕様の的に規定している。性能検証で認める手法も規定されている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年にVBCの一部として公布された「効率的なエネルギー使用を踏まえた建設工事に関するベトナム建築基準」に規定されている。
マレーシア	工事中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・新築の際に一次エネルギー消費量が建築用途等に応じて一定基準以下となるように設計すること、及び共用開始後に実測してそれを確認することが義務付けられている。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準はない。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部では地域暖房が普及しており、断熱を中心とした規制が実施されている。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の建築物を対象として一次エネルギー消費量を規制している(建築物省エネ法)。

(4) 建築許可等の施行

アメリカ (ロサンゼルス市)	・建築許可を義務付けている。建築設備の種別ごとの建築許可や模様替えに関する許可も別途義務付けている。また、工事中の検査も頻度が多い。
イギリス (イングランド)	・各地方政府のほか、建築主は承認検査機関 Approved Inspector による審査・検査も選択できる。 ・完了検査はすべての建築物に義務付けられているが、あらかじめの図面の受審は建築主の判断で省略可能。
インド	各州及び大都市が許認可を運用している。
インドネシア	工事中
カンボジア	・建築物の規模等に応じ、中央及び地方の政府が建設許可を交付している。
タイ	工事中
トルコ	・基本的には地方政府が実施している。
ネパール	・基本的には地方政府が実施している。
フィリピン	・基本的には地方政府が実施している（ただし、防火関連は消防部局）。
ベトナム	・原則として地方政府が許認可を運用している。大規模なものや特殊な扱いをするケースは中央政府が直接に運用している部分もある。
マレーシア	工事中
モンゴル	・規模等に応じて建設・都市開発省又は地方政府が許可を行う。ただし、申請図書の審査は建設・都市開発省の傘下の建設開発センターが全て行っている。
ラオス	・基本的には地方政府の公共事業部局が施行している。ただし、地方政府の公共事業部局は中央政府の出先機関でもある。
ロシア	・建築許可を義務付けている。
日本	・基本的には地方公共団体が実施している。

(5) 公共・民間機関の役割分担

アメリカ (ロサンゼルス市)	・基本的には、全てロサンゼルス市の担当部局が対応している（民間は関与していない）。ただし、 Peer Review として民間の専門家が関与する仕組みがあり、また現場検査の一部（5%程度）について民間による検査を導入している。
イギリス (イングランド)	・あらかじめの図面の受審が建築主の判断で省略可能なので、上記の Alternative way の適用についても、建築主側が自主的に判断し、着工することが可能。ただし、証明責任はある。
インド	・許認可は公共が直接行なっている。基準は、学識者の参画のもと、中央政府が主導して作成している。
インドネシア	工事中
カンボジア	・現行では政府のみが建設許可を交付しているが、建設法案では、民間にあらかじめ審査させる制度が採用される予定である。
タイ	工事中
トルコ	・建築主に対し、環境都市省に登録された民間の建築検査会社 Building Inspection Company と契約して審査・検査を受けることを義務付けている。
ネパール	・許認可に民間の関わりはない。
フィリピン	・建築規制を執行する Building Official は原則として地方公共団体の職員であるが、民間の専門家を任命することもできる。民間の専門家が Building Official に任命された場合は、地方公共団体としての職務を行う。
ベトナム	・許認可に民間の関わりはない。
マレーシア	工事中
モンゴル	・許認可に民間の関わりはない。
ラオス	・許認可に民間の関わりはない。
ロシア	・地方公共団体による審査の他、民間機関による審査もある模様。

日本	・日本で諸外国の建築許可に相当するものは建築確認である。建築確認は、地方公共団体及び指定された民間機関が実施しており、どちらの建築確認を受けても効力は同じである。
----	---